

ゲストハウスえみつくす宿泊約款

【重要】チェックイン時の名簿記入をもって、本宿泊約款およびハウスルールのすべてに同意したものとみなします。

第1条（約款の適用）

1. 当ゲストハウスが宿泊客との間で締結する宿泊契約およびこれに関連する契約は、本約款の定めるところによるものとします。
2. 本約款に定めのない事項については法令または一般に確立された慣習によるものとします。
3. 当ゲストハウスは、本約款に反しない範囲で特約に応ずることがあります。
4. 本宿泊約款には、別紙として定める「追加事項」を含むものとする。

第2条（宿泊引受けの拒否）

当ゲストハウスは、次の場合には宿泊の引受けをお断りすることがあります。

1. 宿泊の申込みが本約款によらないとき。
2. 満室により客室の余裕がないとき。
3. 法令、公序良俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
4. 暴力団、反社会的勢力に該当するとき。
5. 他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動が認められるとき。
6. 職員に対し暴力、脅迫、威圧的又は過度な要求を行ったとき。
7. 著しい悪臭を放っていると認められるとき。
8. 著しく不衛生な状態であると認められるとき。
9. グループまたは団体による予約で合計人数が5名を超える場合。
10. 天災、施設故障その他やむを得ない事由があるとき。

11.施設・設備の安全上の理由により、当宿が宿泊者に危険が生じる恐れがあると判断したとき。

第3条（宿泊の登録）

1.宿泊客は、宿泊日当日、当ゲストハウスのフロント（受付）において、次の事項を記帳するものとします。

(1)宿泊客の氏名、連絡先電話番号、および現住所

(2)日本国内に住所を有しない外国人にあっては、国籍及び旅券番号（パスポートの提示とコピーをさせていただきます）

(3)その他、当ゲストハウスが必要と認める事項

2.当ゲストハウスは、宿泊客に対し、必要と認める場合に、運転免許証、マイナンバーカード等の身分証明書の提示または提出を求めることがあります。

3.宿泊客が前二項の記帳または身分証明書の提示・提出を拒否した場合、当ゲストハウスは、第11条に基づき宿泊契約を解除するものとします。

第4条（チェックイン・受付時間）

1.チェックイン受付時間は**15:00から21:00まで**とします。

2.上記時間外のチェックイン対応は一切行いません。

3.20時以降到着予定の航空便を利用する宿泊客は、事前連絡の有無にかかわらず原則宿泊をお断りします。

4.前項以外の便（20:00以前到着予定の便）を利用するお客様について、航空機、船舶等の遅延によりやむを得ずチェックイン受付時間に間に合わない場合に限り、チェックイン受付時間内の事前の連絡があり、かつ遅延証明書等の提出が確認できた場合にのみ、当ゲストハウスの判断により特別対応を行うことがあります。

ただし、この場合は特別対応であっても運営上の都合から当日の22時を限度と致します。

5.前項の特別対応は、当ゲストハウスに義務として課されるものではなく、対応の可否、対応内容は当ゲストハウスの裁量によるものとします。

6.前項4に記されている以外のやむを得ない理由の場合であっても、当ゲストハウスが特別に認めた場合を除き、理由の如何を問わず時間外チェックインは行いません。

第5条（チェックアウト）

1. チェックアウト時間は午前**10:00**までとします。

2.チェックアウト時間を過ぎてお部屋やベッドを使用又は宿泊者の所有物が置かれている場合は、**当日の午前11時までに限り延長料金(超過料金)を個室、ドミトリーに限らず一律お一人1000円徴収いたします。**

なお、この場合の延泊や延長使用は認めず、速やかに退出すること。午前11時を過ぎた場合、当ゲストハウスは第11条に基づき宿泊契約を直ちに解除し、清掃と次の宿泊客準備のためスタッフによる入室、宿泊客の私物を必要最小限の範囲で管理者の注意をもつて移動します。

3.宿泊客が退室に応じないことに起因する苦情、損害等について、当ゲストハウスは一切の責任を負いません。

第6条（チェックイン・チェックアウト前後の施設及び備品の利用）

1.当ゲストハウスは、宿泊契約期間外（チェックイン受付時間前およびチェックアウト時間後）における、シャワールーム、キッチン、共有スペース、共用設備、屋上など当施設内での宿泊客の滞在および利用を原則としてお断りします。

2.無料貸し出し備品である自転車についても、宿泊契約期間外（チェックイン前およびチェックアウト後）の利用は、理由の如何を問わず一切禁止します。

3.宿泊契約期間外の宿泊客が共有スペースの利用を希望（シャワールーム、キッチンを除く）し、かつ当ゲストハウスがこれを認めた場合に限り、1時間あたり500円の施設利用料を申し受けます。

4.この施設利用は、当ゲストハウスが定める時間および場所でのみ可能とし、他の宿泊客の迷惑となる行為、または当ゲストハウスの運営を妨げる行為があった場合は、直ちに利用を中止していただきます。

第7条（宿泊客の遵守事項・ハウスルール）

1. 静粛時間は毎日**23:00から翌8:00まで**とします。(23時消灯)
2. 毎日23:00の静粛時間(消灯時間)前であっても共有スペースでの談話、晩酌は休みたいお客様への配慮から**22時**までとし、それ以降は当施設屋上または宿外に速やかに移動する。
3. **厳格な使用禁止時間：**
他の宿泊客の安静を確保するため**23:00から翌6:00までの間は**、シャワールーム、共有スペース、キッチンの設備利用を一切禁止します。
4. **早朝利用の制限：**
早朝6:00から静粛時間終了8:00まではシャワールームやキッチンを含む共有施設の利用を可能としますが、お休み中の他の宿泊客の迷惑にならないよう静かに利用するものとする。
5. 消灯後の ドミトリーおよび廊下において、私語、通話、その他他の宿泊客の睡眠・休息を妨げる一切の騒音行為を禁止します。
6. 建物内及び室内は全面禁煙とし、喫煙が確認された場合は別途クリーニング代を請求します。
7. 共用設備・備品は適正に使用し、破損・汚損があった場合は直ちに弁償していただきます。
8. キッチンや共有設備を利用した際は、次に利用する者のため、速やかに清掃および片付けを行うこと。
9. 無料貸し出し自転車を利用の場合は、使用注意事項に同意し、一日の最大使用時間を厳守して自己責任にて使用すること。
※使用に際する事故、故障、修理に関して当宿は一切責任を負いません。
10. 宿泊者は、防犯および施設管理の観点から、当宿の許可なく、宿泊者以外の者（友人・知人等を含みます）を、客室、ドミトリー、共用部その他当宿敷地内に立ち入らせではありません。
11. 宿泊者が前項に違反して第三者を無断で立ち入らせたことにより生じた損害については、当宿は、当宿の故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負いません。

12.当ゲストハウスの建物、設備、備品、家具、寝具等は通常の使用目的の範囲内で適切に使用するものとし、乱暴な使用、破壊、汚損、無断移動、改造、持ち出し、目的外使用を禁止します。

13.屋上スペースは原則24時間利用可能ですが深夜、早朝を含め、騒音、迷惑行為が確認された場合は時間帯を問わず直ちに使用を制限または中止します。

14.男性の女性ドミトリーへの入室、女性の男性ドミトリーへの入室の原則禁止。

15.ドミトリールームの施錠について

- ・ドミトリールームは、10:00～15:00の清掃・換気時間帯は施錠を解除します。
- ・上記時間帯は、スタッフが清掃・換気・管理のため出入りします。
- ・貴重品は必ず各自で管理し、外出時はロッカー等をご利用ください。

※清掃時間帯における施錠解除は、施設運営上必要な措置であり、盗難防止を保証するものではありません。

16.キッチンを含む共有スペースにおいて魚介類を捌く行為、または強烈な臭気を発生させる食材の調理の一切の禁止。

17.ドミトリーベッドには耐荷重制限があります。当宿では体重の測定・確認は行いませんが、

安全上、当宿が利用困難と判断した場合、ドミトリーのご利用をお断りし、個室（有料）またはキャンセル（無料）のご案内を行います。

第8条（言語および長期滞在に関する取扱い）

1.本宿泊約款およびハウスルールは、日本語を正文とします。

日本語以外の言語による翻訳文が提供されている場合であっても、内容に相違が生じた場合は日本語版を優先して適用するものとします。

2.宿泊客は、滞在期間の長短を問わず、本約款およびハウスルールを遵守するものとします。長期滞在であることを理由として、特別な取り扱い、慣例、例外的対応を主張することはできません。

3.日本の法令、生活習慣、共同生活のルールを尊重できないと当ゲストハウスが判断した場合、当ゲストハウスは第11条に基づき宿泊契約を解除することができます。

第9条（手荷物及び携帯品の取扱い）

- 1.宿泊開始前に当ゲストハウス宛に到着した宿泊客の手荷物については、当ゲストハウスが事前に明示的に了承した場合を除き、預かりとしては取り扱わず、宿泊客が自己の責任において利用する共有荷物置き場での保管とします。
- 2.当ゲストハウスでは、チェックイン前後を含め、フロントその他の場所において、宿泊客の手荷物、現金、貴重品、有価証券その他一切の携行品について、寄託（預かり）としての管理・保管は行いません。
- 3.宿泊客は、自己の責任において、当ゲストハウスが指定する共有荷物スペースを利用するものとします。当該共有荷物スペースの利用は、当ゲストハウスが手荷物を管理または保管することを意味するものではありません。
- 4.前項ただし書きにより、当ゲストハウスが事前に了承した場合に限り、当ゲストハウスが指定する場所において責任をもって保管し、宿泊客がフロント（受付）においてチェックインする際にお渡しします。
- 5.当ゲストハウスは、チェックイン前およびチェックアウト後の荷物の預かりは、原則として行いません。
ただし、宿泊客は、自己の責任において、当ゲストハウスが指定する共有荷物置き場を利用することができます。
チェックイン前の利用については、宿泊開始日のチェックイン受付終了時刻である21時までとし、チェックアウト後の利用については、チェックアウト当日の18:00を限度とします。
- 6.当ゲストハウスは、当該共有荷物置き場における荷物の紛失、盗難、破損その他一切の損害について、当ゲストハウスに故意または重過失がない限り、責任を負いません。
- 7.前項時間を過ぎた場合、当ゲストハウスは、手荷物をスタッフ部屋に入れる等の措置を講じることができ、時間外の対応（引き渡し）はいたしかねる場合がございます。これに伴い生じた損害、苦情等について、当ゲストハウスは一切の責任を負いません。
- 8.宿泊客がチェックアウトした後、手荷物または携帯品が当ゲストハウスに置き忘れられていた場合、原則として発見日を含めて7日間当ゲストハウスにて保管し、その期間を経過した後に法令に基づき処理します。飲食物、雑誌等については当日または翌日に処分します。
- 9.客室、ドミトリーベッド、または共用スペース内の手荷物及び携帯品の管理は、宿泊客ご自身の責任において行ってください。当ゲストハウスは、施設の管理上の瑕疵に

より生じた損害については責任を負いますが、宿泊客の故意または重過失による損害、及び当ゲストハウスに故意または重過失がない限り、一切の責任を負いません。

10.宿泊客の手荷物、現金、貴重品、有価証券その他の携行品について、当ゲストハウスは、その紛失、盗難、毀損、汚損等に関し、当ゲストハウスの故意または重過失が証明された場合を除き、一切の責任を負いません。

ただし、当ゲストハウスの軽過失により損害が生じたことが裁判上または合理的に認定された場合に限り、当ゲストハウスが負う損害賠償責任の額は、当該宿泊契約に基づく宿泊料金の総額、または金5万円のいずれか低い金額を上限とします。

11.宿泊客は、客室、ドミトリーベッド、または共用スペースを利用するにあたり、客室扉、ロッカー、セーフティ設備その他施錠可能な設備について、自己の責任において適切に施錠を行うものとします。宿泊客が施錠を怠ったこと、または施錠不十分であったことに起因して生じた紛失、盗難その他の損害については、当ゲストハウスに故意または重大な過失がある場合を除き、当ゲストハウスは責任を負いません。

12.ドミトリールームの施錠については、安全管理および施設運営上の都合により、常時施錠されるものではありません。施錠の有無、施錠時間帯その他の運用については、当ゲストハウスが定めるハウドルールに従うものとします。

第10条（緊急時の立ち入り）

1.次の各号のいずれかに該当する場合、当ゲストハウスは、宿泊客の承諾の有無にかかわらず、必要最小限の範囲において、客室、ドミトリーベッド、共用スペース等に立ち入ることができるものとします。

- (1) 火災、漏水、停電、設備故障等の緊急事態が発生した場合
- (2) 宿泊客の生命、身体の安全に関わるおそれがあると判断した場合
- (3) 騒音、異臭、違法行為等により、他の宿泊客や近隣住民に著しい影響が及ぶおそれがある場合
- (4) 本約款またはハウドルール違反が疑われ、運営上確認が必要と判断した場合

2.前項の立ち入りにより宿泊客に損害が生じた場合であっても、当ゲストハウスの故意または重過失が証明された場合を除き、当ゲストハウスは責任を負いません。

第11条（宿泊契約の解除・退館）

当ゲストハウスは、事前の警告の有無にかかわらず、宿泊客の重大違反または運営上の支障があると判断した場合には、直ちに宿泊契約を解除し、退館を命ずることができるものとします。

1. 本約款またはハウスルールに違反したとき。
2. 繰り返し注意を受けても改善されないととき。
3. 他の宿泊客や職員に対する暴言、恫喝、暴力、威圧行為があつたとき。
4. 酔酔状態でトラブルを引き起こすおそれがあると判断したとき。
5. 設備・備品の破損、汚損があつたとき。
6. 警察への通報が必要と判断される行為があつたとき。
- 7.宿泊客の身体または持ち物から発する悪臭が、他の宿泊客に著しい不快感を与えてい ると認められるとき。
- 8.宿泊客の使用状況または持ち物が著しく不衛生であり、他の宿泊客の安全または当ゲストハウスの衛生管理上、重大な懸念があると認められるとき。
- 9.当ゲストハウス所有物を不適切に使用し、秩序または安全を乱したとき。
- 10.宿泊客の行為が暴力行為、器物損壊、迷惑行為その他法令に抵触するおそれがあると当ゲストハウスが判断した場合。
- 11.当ゲストハウス宿泊者以外の客室への連れ込み、共有スペース、屋上の利用が認められたとき。
- 12.最終チェックイン受付時間に間に合わないとき。
13. その他、当ゲストハウスの安全と秩序を著しく乱す行為があつたとき。

第12条（誹謗中傷行為の禁止）

- 1.宿泊客は、当ゲストハウスまたはその職員、他の宿泊客に対し、虚偽の事実を用いた誹謗中傷、または明らかに悪意をもって社会的評価を不当に低下させる投稿を、インターネット、SNS、口コミサイト等に投稿する行為を行ってはなりません。

2.前項の行為が認められた場合、または客観的に見て明らかにその準備行為と認められる場合、当ゲストハウスは第11条に基づき宿泊契約を解除し、退館を命ずることがあります。

3.前二項の行為により当ゲストハウスに損害が生じた場合、宿泊客は、営業妨害、信用毀損に関する損害を含め、一切の損害を賠償するものとします。

第13条（未成年者の宿泊について）

1.未成年者（18歳未満）のみでの宿泊は、原則としてお断りします。

2.未成年者が宿泊する場合は、親権者または法定代理人の同伴がある場合に限り、当ゲストハウスの判断により宿泊を認めることができます。

3.親権者または法定代理人の同伴がない場合であっても、事前に当ゲストハウスが指定する書面による同意書の提出があり、かつ当ゲストハウスが特別に認めた場合に限り、例外的に宿泊を認めることができます。

なお、当該対応は当ゲストハウスの義務ではありません。

4.未成年者の宿泊にあたり、当ゲストハウスが必要と判断した場合には、親権者または法定代理人の身分証明書の提示、ならびに連絡先の確認を求めることができます。

5.未成年者が本約款またはハウスマナーに違反した場合には、当該未成年者本人のみならず、親権者または法定代理人がその責任を負うものとします。

第14条（客室の利用・人数の遵守）

1.宿泊客は、当ゲストハウスが定める各客室の定員を超えて、当該客室を利用することはできません。

2.各客室の定員は、以下のとおりとします。

(1) シングル個室：1名まで

(2) 和室：子供を含め3名まで

(3) ツインルーム：子供を含め2名まで

(4) ドミトリー：各ベッドにつき1名まで

3. シングル個室およびドミトリーにおいては、年齢を問わず、子供の添い寝は一切認めません。
4. ドミトリーに宿泊のお客様は、年齢やご利用理由にかかわらず、ベッドの上下段の指定は出来ません。
5. 当宿では、個室、その他特定の部屋番号や階数での客室の指定はお受けしておりません。
6. 客室鍵またはロッカーチェーンを紛失・破損した場合は1本につき550円(実費相当額)を申し受けます。
7. 前各項に違反して利用人数超過、無断同室、添い寝等が確認された場合、当ゲストハウスは、宿泊契約の解除、追加料金の請求、または退館を求めることができるものとします。
この場合、返金は一切行いません。

第15条(館内禁煙)

当ゲストハウスは、全館・全室禁煙とします。
客室内、共用スペース、廊下、トイレ等、館内すべての場所において喫煙を禁止します。
喫煙エリアでの喫煙をお願いいたします。

1. 喫煙の事実（紙巻きたばこ、電子たばこ、加熱式たばこ等を含む）が確認された場合、理由の如何を問わず、特別清掃・消臭作業等に要したクリーニング費用を請求いたします。
2. また、当該行為が悪質である、または他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼすと当ゲストハウスが判断した場合には、宿泊契約を解除し、退館を命ずることがあります。

第16条 (契約解除後の取扱い)

1. 当ゲストハウスが第11条の規定に基づき宿泊契約を解除した場合、未利用分の宿泊料金を含め、当ゲストハウスの責めに帰すべき理由によらない限り、理由の如何を問わず

返金は行いません。

2.なお、宿泊客の行為または本約款違反に起因して解除された場合には、返金の対象とはなりません。

3.宿泊客は、退館通告後直ちに退館しなければなりません。

第17条（キャンセル料）

1.宿泊客が、宿泊契約成立後に自己都合により宿泊契約の全部または一部を解除（キャンセル）する場合には、以下のとおりキャンセル料を申し受けます。

【当ゲストハウス基本キャンセル料規定】

・宿泊日の3日前：30%

・宿泊日の2日前：50%

・宿泊日の1日前：80%

・宿泊当日または無連絡不泊：100%

2.連泊（複数泊）の予約であっても、予約が单一の予約番号または同一の取引として成立している場合、当該予約は一つの宿泊契約とみなします。宿泊期間の一部の日程のみを解除（キャンセル）する場合であっても、その解除日を基準として、キャンセルされた全日程の宿泊料金合計に対して、前項のキャンセル料規定を適用するものとします。

3.宿泊当日に連絡なく来館されなかった場合（無連絡不泊・ノーショー）は、宿泊の意思がないものとみなし、宿泊料金の100%をキャンセル料として請求いたします。

4.予約サイトを通じて宿泊予約をされた場合、各予約サイトに個別に定められているキャンセル規定が、本約款のキャンセル規定に優先して適用されるものとします。

特に、一部の外資系予約サイトにおいては、**宿泊日の7日前からキャンセル料100%**とする規定が設定されている場合があります。

宿泊客は、予約時に利用した予約サイトのキャンセルポリシーを十分に確認し、これに同意したものとみなします。

5.不可抗力による宿泊不能時の取り扱い【重要】

飛行機・船舶等の宿泊客の責めに帰すべからざる事由による遅延・欠航により、当ゲストハウスが定めるチェックイン受付時間（15:00～21:00）を超過した場合、宿泊契約は

解除されたものとみなします。

この場合において、宿泊客がチェックイン受付時間内にその旨を当ゲストハウスに連絡し、かつ遅延または欠航を証明する公的な文書（遅延・欠航証明書等）の提出が確認できた場合に限り、キャンセル料を全額免除します。

前項の免除条件を満たさない場合（連絡がない、または証明書不提出）は、宿泊料金の50%をキャンセル料として申し受けます。ただし、当ゲストハウスが事前に特別対応を認めた場合は、この限りではありません。

第18条（火災等による損害）

- 1.宿泊客は、当ゲストハウスの建物、敷地内、または客室において火災を発生させた場合、または火災と判断されるような危険な状況を生じさせた場合、その行為が故意または過失による場合には、当該火災によって生じた一切の損害を賠償するものとします。
- 2.当ゲストハウスは、宿泊客が当ゲストハウスの提示する利用規則を遵守しなかったことにより生じた損害について、当ゲストハウスの故意または重過失が証明された場合を除き、一切責任を負いません。

第19条（営業時間の案内）

- 1.当ゲストハウスのフロントサービス時間は、午前は10時から13時、午後は15時から21時までとします。この時間外における電話対応、問い合わせ対応、その他一切のサービス対応は原則として行いません。
- 2.宿泊客は、前項の時間外においては、緊急時を除き、当ゲストハウスの職員に対しサービス提供または対応を求ることはできないものとします。
- 3.緊急時（火災、体調の急変等）の対応については、別途施設内に掲示された緊急連絡先によるものとします。
- 4.当ゲストハウスは、フロントサービス時間外において、常時職員が館内に滞在または常駐する施設ではありません。
- 5.フロントサービス時間外に発生した紛失、盗難、騒音、他の宿泊客とのトラブルその他の事案については、当ゲストハウスは、当該時間帯において直ちに現地対応または即時解決を行うことを保証するものではありません。

第20条（料金の支払い）

- 1.宿泊料金は、予約時にオンラインで事前決済が完了している場合を除き、チェックイン時または当ゲストハウスが請求した時に、現地にて現金決済によりお支払いいただきます。
- 2.宿泊客は、当ゲストハウスが客室またはドミトリーベッドを使用できる状態にした後、任意に宿泊しなかった場合でも、宿泊料金は申し受けます。

第21条（長期利用予約の取扱い）

- 1.当ゲストハウスでは、連続して7泊を超える宿泊（以下「長期利用」という）の予約については、原則としてこれをお断りします。
- 2.前項にかかわらず、当ゲストハウスが特別に認めた場合に限り、当ゲストハウスが別途定める「長期利用承諾書」への書面による署名、ならびに当ゲストハウスが指定する期限までに予約金の入金が確認された場合にのみ、例外的に長期利用の予約を成立させることができます。
なお、当該対応は当ゲストハウスの義務ではありません。
- 3.前項の予約金は、当該長期利用にかかる宿泊料金の全額とし、理由の如何を問わず、宿泊客の都合によるキャンセル、途中解約、または宿泊契約解除の場合においても、一切返金しないものとします。
- 4.長期利用は通常の宿泊契約とは異なる特別条件での契約であり、宿泊客は、長期利用に伴う生活上の制限、ハウスマナーの厳格な適用、および当ゲストハウスの運営上の判断を優先する措置について、あらかじめ同意するものとします。
- 5.長期利用期間中であっても、宿泊客が本約款またはハウスマナーに違反した場合は、当ゲストハウスは第11条の規定に基づき、事前の警告の有無にかかわらず宿泊契約を解除し、退館を命ずることができるものとします。この場合においても、予約金および宿泊料金の返金は行いません。

第22条（宿泊客の責任・損害賠償）

- 1.宿泊客の故意または過失により、当ゲストハウスの建物、設備、備品、その他所有物に破損、汚損、紛失等の損害が生じた場合、宿泊客は修理費用、清掃費用、交換費用、

営業損失を含む一切の損害を賠償するものとします。

- 2.前項の損害が重大である場合、または当該行為が悪質であると当ゲストハウスが判断した場合には、宿泊契約を解除し、退館を命ずることがあります。
- 3.必要と判断した場合、当ゲストハウスは警察その他関係機関へ通報・連携を行うことがあります。

第23条（宿の責任および免責事項）

- 1.当ゲストハウスは、宿泊客に損害が生じた場合、その損害が当ゲストハウスの故意または重過失によるものであると証明されたときを除き、一切の責任を負いません。
- 2.当ゲストハウスは、台風、地震等の天災地変、電力会社による供給停止、行政指導、その他当ゲストハウスの責めに帰すべき事由により、電気、ガス、水道、インターネット等の供給停止、または宿泊施設および設備の利用不能が生じた場合、これにより生じた宿泊客の損害について、宿泊料金の返金を含め、一切の責任を負いません。
- 3.当ゲストハウスの責めに帰すべき事由により宿泊客に損害が生じた場合、当ゲストハウスはその損害を賠償します。ただし、その賠償額は、当ゲストハウスに故意または重過失がない限り、当該宿泊客が当該宿泊に対して支払った宿泊料金を上限とします。
- 4.当ゲストハウスが提供する無料Wi-Fi、電気、ガス、水道、インターネット回線その他の付帯設備またはサービスの利用に関連して、宿泊客に損害が生じた場合においても、当ゲストハウスの故意または重過失が証明された場合を除き、当ゲストハウスは一切の責任を負いません。ただし、当ゲストハウスの軽過失により損害が生じたことが裁判上または合理的に認定された場合に限り、当ゲストハウスが負う損害賠償責任の額は、当該宿泊契約に基づき宿泊客が実際に支払った宿泊料金の総額を上限とします。
- 5.当宿の電気設備、通信環境（Wi-Fi等）は、宿泊利用を前提としたものであり、業務利用、リモートワーク、株式・FX等の取引、その他これに類する目的での利用について、安定性・継続性・結果を保証するものではありません。
これらの利用に関連して生じた取引損失、業務上の損害、逸失利益、データ損失等について、当宿に故意または重過失がない限り、一切の責任を負いません。

第24条（追加事項）

本書は、本宿泊約款第1条に基づく追加事項を定めるものであり、本宿泊約款の一部を構成するものとします。

リネン・清掃に関する追加事項

- 1.シーツの交換は任意のサービスとし、ご希望の場合は1回につき300円の有料にて承ります。
- 2.連泊中のシーツ交換および清掃は、原則として行っておりません。
- 3.連続して7泊以上ご宿泊の場合、7日に1回に限り、シーツ交換を無料で行います。
- 4.血液・体液・著しい汚損等により通常の洗濯で対応できない場合は、別途クリーニング代または実費を請求することがあります。

ハウスルールに関する追加事項

- 1.当宿では、トラブル防止および安全上の都合から、スタッフによるお客様の荷物運搬のお手伝いは行っておりません。
- 2.ドミトリー内の飲食は、臭い・汚れ等により他のお客様のご迷惑となるため、禁止しております。

（施行日）

本宿泊約款および別紙追加事項は、2026年2月1日より施行する。